

# 事務所通信

## 澤口会計事務所

1月号

2024年1月1日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-90-7774 FAX 0422-77-9600

E-mail sawaguchi-kaikei@jcom.zaq.ne.jp

税理士 澤口 豊

### <はじめに>

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。

今年は辰年ということで境内に「五龍神」が祀られている田無神社に行ってみました。武蔵境の当事務所からは自転車で15分程度です。

辰年生まれの有名人に下田景樹氏がありますがその息子の下田ひろき氏も同じく辰年生まれです。自称カリスマ・タクシードライバーであり武蔵野市議3期目です。最近、当事務所の隣のビルに事務所をかまえたので挨拶に来るかと思いきや音沙汰なしで当方御立腹であります(普通来ないよ)。

昨年10/1からインボイス制度がスタートし消費税を一般課税で申告する場合には経理処理が相当面倒になります。消費税の負担増もさることながら経理・税務の事務処理負担の増加はそれ以上と感じます。6月開始の定額減税の事務処理負担も頭の痛い問題です。

昨年の漢字は「税」ですが今年も引き続き「税」に苦しめられそうです。



### <確定申告が始まります>

2/16(金)から所得税の確定申告の受付が始まります。申告期限は3/15(金)まで、消費税は4/1(月)です。還付のための申告は1/4(木)から提出できます。

贈与税は2/1(木)から受付を開始し申告期限は所得税と同じく3/15(金)までです。

納税は申告期限までにしなければなりません。ただし事前に振替納税の手続きをした場合は以下

の期日に指定金融機関から自動引落されます。贈与税については振替納税制度がありません。

・所得税 4/23(火)                      ・消費税 4/30(火)

#### <相続税・贈与税のマンション評価額の改正～令和6年以降～>

相続税・贈与税におけるマンションの財産評価額が時価の3割程度のなるケースがあり問題視されてきました。マンションの評価方法は戸建同様、土地は路線価、建物は固定資産評価額によりますが、土地の所有面積(敷地権)は各部屋の専有面積で按分されることにより高層マンションなど建物規模が大きくなるほど土地の所有面積は小さくなり評価額は低くなる傾向にあります。また建物の固定資産評価額も低いため全体の評価額は低くなりがちです。

評価水準(1÷評価乖離率)が0.6未満、すなわち時価に比較して相当低い評価額になっている場合は以下算式による評価額とします。

現行の評価額 × ※当該マンション1室の評価乖離率 × 0.6

※ ① × △0.033 + ② × 0.239 + ③ × 0.018 + ④ × △1.195 + 3.220

①建物の築年数

②マンションの総階数 ÷ 33 (1.0を超える場合は1.0)

③所在階数

④敷地権面積 ÷ 1室の専有面積

上記算式の意味を考えてみようと思いましたが早々に断念しました。実際に評価計算をしたところ現行評価額の1.5倍程度の評価額となり時価の4割から6割程度という結果でした。というわけで評価増はあるものの依然としてマンション投資による節税は有効であると言えます。本改正は令和6年以降の相続税・贈与税から適用されます。

#### <神田憲次衆議院議員の税金滞納問題～資格取得状況からも資質に問題か～>

政治資金パーティー券のキックバックなど次から次に問題が発生しておりこんなこともあったかなあという感じですが衆議院議員の神田憲次氏について固定資産税の滞納が発覚し財務副大臣を辞任しました。滞納しているのは固定資産税だけでなく住民税、自動車税もあったようです。過去4回も差し押さえを受けたことも発覚しています。

神田議員は税理士でそういう点では財務副大臣には適材であったと思います。しかし日本税理士会が定める36時間研修を全く受けていないことが発覚しています。罰則規定がないことから令和4年実績での達成率は69.6%とお寒い状況で税理士会としても受講達成率向上に腐心しています。当方毎年40時間程度と自慢できる数字ではありませんが研修受講をしています。ここ最近ではオンデマンド研修が充実しており事務所にいながら研修を受けられ効率的です。神田議員のように研修を全く受けていない税理士もいますが逆に100時間超受講している税理士もいます。尊敬する柴原一税理士、熊王征秀税理士は100時間を超えており、さすが研修講師を担っている方々は勉強熱心と感じます(そうでなければ講師は務まらないでしょう)。税理士の受講時間は日本税理士会の税理士検索ページで確認できます。

改正も多く難解になっている税務を適正に処理するには勉強が欠かせず怠れば事故につながります。無料で受講できる研修制度は大変有難く感じています(支払っている会費が原資ですが)。

神田議員については税理士資格の取得方法からもその資質に疑義が生じています。税理士資格は会計2科目、税法3科目の合計5科目の試験に合格することで資格が取得できます。試験合格以外では税務署に23年勤務で資格取得ができます。また弁護士、公認会計士は税理士登録が可能です。その他大学院に行くことによる科目免除制度があります。

大学院の免除制度は現行規定では免除は最大3科目で少なくとも2科目の試験に合格しなければなりません。神田議員が取得した当時は法律、会計の2つの学位を取得すると全科目免除となり神田議員はこの制度を利用して税理士資格を取得しました。無試験だから必ずしも能力に問題があるとは限りませんが資質に問題が生ずることから最低2科目合格の改正がされたと推測できます。税金の滞納については税理士以前の問題です。

### <1月の税務など>

・納期の特例の適用を受けている場合の7-12月分の源泉所得税の納付	納付期限	1月22日(月)
・12月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限	1月10日(水)
・11月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限	1月31日(水)
・5月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限	1月31日(水)
・消費税の年税額400万円超の2月、5月、8月決算法人の中間申告	申告期限	1月31日(水)
・給与支払報告書の提出	提出期限	1月31日(水)
・支払調書の提出	提出期限	1月31日(水)
・給与所得者の扶養控除等申告書の提出	提出期限	本年最初の給与支払日の前日
・固定資産税の償却資産に関する申告	申告期限	1月31日(水)
・個人の住民税の第4期分の納付		1月中において市町村の条例で定める日
・延納届出をしている労働保険料第3期分の納付	納付期限	1月31日(水)

### <あとがき>

お参りに行った田無神社ですが創建は鎌倉時代と歴史があります。江戸時代に創建場所から南に約1キロ離れた現在の場所に移転して現在に至ります。幹線道路に挟まれ境内はそれ程広くはありませんが各所に龍が祀られ恵比寿様・大黒様の社もあり見どころは多いように感じます。

田無の由来は以下諸説ありますがいずれも決め手に欠けるようです。



- ・田んぼがなかった(そのままです)
- ・田を成すが田無に変化(上と反対)
- ・「棚瀬」の読みがたなしに変化
- ・「種なし」からたなしに変化
- ・平らにならすがたなしに変化

「田無市」と「保谷市」が 2001 年(平成 13 年)に合併し「西東京市」が誕生しました。田無市を保谷市が取り囲む区割りでしたが合併によりいびつな形は解消されました。旧保谷新町(下帯部分)に居住の方が南側に接する「武蔵野市」に編入して欲しい(価値が上がりそうです)と言っていたのが印象に残っています。



撫で龍

